

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件 平成四十七年一月三日 建設省告示第三十号	排煙設備について、建築基準法施行令第五十二六条の三第四号、第五号、第六号及び第十一号の規定によるものと同等以上の効力があるとする件 昭和四十七年一月十三日 建設省告示第三十号
建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第五十二六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を次のとおり定める。 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は次の第一から第三までに該当する排煙設備を設けた建築物の部分とする。 第一 当該排煙設備は、一の防煙区画部分にのみ係るものであること。 第二 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。 第三 排煙機を用いた排煙設備にあつては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用する方法を表示すること。 附 則 この告示は、平成十二年。月。日から施行する。	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十八条の規定に基づき、次の第一から第三までに該当する排煙設備については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第五十二六条の三第四号、第五号、第六号及び第十一号の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同等以上の効力があるとする。 第一 当該排煙設備は、一の防煙区画部分にのみ係るものであること。 第二 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。 第三 排煙機を用いた排煙設備にあつては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用する方法を表示すること。

